



包括支援センターだより

誰もが住み慣れた地域で安心して過ごしていくために
～高齢者虐待の防止に向けて～



気づきが早期対応に

「高齢者虐待」は、どこの家族でも起こる可能性のある身近な問題です。虐待を早期に発見し問題の深刻化を防ぐためには、高齢者のまわりの身近な人たちの『気づき』が大切です。

気づきポイント

- 身体に傷やあざを見つけた
- 急に外出が少なくなった高齢者がいる
- 汚れたままの衣類を着ている高齢者がいる
- 家族から介護の辛さを訴えられた
- 近所付き合いが少なく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる
- 保健・福祉関係者と話をすること、援助を受けることを躊躇している家族がいる など

地域の力

「私がやらなくては」と頑張る人ほど介護の負担を1人で抱え込み、介護疲れから心ならずも虐待してしまうケースは少なくありません。高齢者の生活・介護などに関心を持ち、ちょっとした変化に気づいたり、声をかけることが、介護者の支えや虐待防止にもつながります。

「虐待かも?」と思った時は、下記にご連絡ください。

- 問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111(内線365)

介護者のつどい			
地区	朝日	村上	神林
と き	2月12日(木) 午後1時30分～3時30分	2月18日(水) 午後1時30分～3時30分	2月20日(金) 午前9時30分～11時30分
と ころ	グループホーム ふるさと	市役所本庁 相談室	神林保健 センター
対象者	市内在住の介護者		
参加費	100円	無料	
申し込み	各開催日の3日前までにご連絡ください。		



救急救命士の処置範囲を拡大

救急救命士が行うことができる医療行為の範囲が拡大されました。

拡大された医療行為は

- ・ 低血糖患者の血糖値測定と点滴によるブドウ糖の投与
- ・ 心肺機能停止前の重度(重症)傷病者に対する点滴

の処置です。ただし、これらの処理ができるのは認定された救急救命士だけです。

市では、現在12人の救急救命士が認定され、各救急隊で平成27年1月1日から運用が開始されています。平成28年度までには32人の救急救命士全員が認定される見込みです。

- 問い合わせ 消防本部警防課 ☎53-7223

